

令和6年度

国営造成施設総合水利調整管理事業

浪岡川地区豊水解消検討業務

特別仕様書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 国営造成施設総合水利調整管理事業浪岡川地区豊水解消検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は浪岡川地区の水利使用規則に定められる豊水取水条件を解消するため、地区の河川状況、取水実態等の水利条件について、確認検討を行い、河川管理者へ説明するための基礎資料を作成するものである。

(場所)

第1-3条 本業務の対象となる地域は以下のとおり考えており、別添「浪岡川地区豊水取水条件整理図」のとおりである。

青森県青森市浪岡大字王余魚沢片子都谷森地先他

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- （1）審査項目 a）～ c）において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- （2）審査項目 d）において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- （3）その他、業務計画書等を示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- （4）業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第1-5条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術管理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第 1-6 条 担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-7 条 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する場合も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は業務計画書の業務組織計画において位置づけられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-8 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書等)

第 2-1 条 業務の実施にあたり、書籍等を参考とする場合は、事前に監督職員の確認を得るものとし、当該書籍の最新改訂版を使用するものとする。

(貸与資料等)

第 2-2 条 貸与資料は次のとおりである。

貸与資料	媒体種別	備考
H22 浪岡川地区（十川）流量調査業務	電子	
H23 浪岡川地区（十川）流量調査業務	電子	
H24 浪岡川地区（十川）流量調査業務	電子	

H25 浪岡川地区（十川）流量調査業務	電子	
H26 浪岡川地区（十川）流量調査業務	電子	
H27 浪岡川地区（十川）流量調査業務	電子	
H28 浪岡川地区（十川）流量調査業務	電子	
H29 浪岡川地区（十川）流量調査業務	電子	
H30 浪岡川地区（十川）流量調査業務	電子	
H31 浪岡川地区（十川）流量調査業務	電子	
R 2 浪岡川地区（十川）流量調査業務	電子	
R 3 浪岡川地区（十川）流量調査業務	電子	
R 4 浪岡川地区（十川）流量調査業務	電子	
R 5 浪岡川地区他流量調査業務	電子	

（貸与資料の取扱い）

第 2-3 条 第 2-2 条に定める貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- （１）貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。
- （２）貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、完了検査時に一括返納しなければならない。
- （３）貸与資料は、厳重に保管するとともに、複写等の行為は禁止する。

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3-1 条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙作業項目内訳表に示すとおりとする。

作業項目	数量	備考
資料収集	1 式	
流量データの整理	1 式	
現行水利権水量の妥当性確認	1 式	
説明資料作成	1 式	
点検とりまとめ	1 式	

（作業の留意点）

第 3-2 条 本業務における作業は、次の事項に留意し実施するものとする。

- （１）本業務においては現地調査を計上していないが、現況、実態等の確認に現地調査が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
- （２）流量データの整理については、整理されたデータの正確性を比較するため、近傍他地区のデータ整理について追加を協議する場合がある。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（流量データの整理終了段階）

第3回 中間打合せ（現行水利権水量の妥当性確認終了段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち合いの上で打合せを行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際管理技術者は、共通仕様書第1-11条で定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部

(2) 成果物の印刷（A-4、簡易加除式ファイル綴り） 1部

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺149-1

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

(2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

(3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合

(4) 履行期間に変更が生じた場合

(5) 関係機関等対外協議等により作業内容に変更が生じた場合

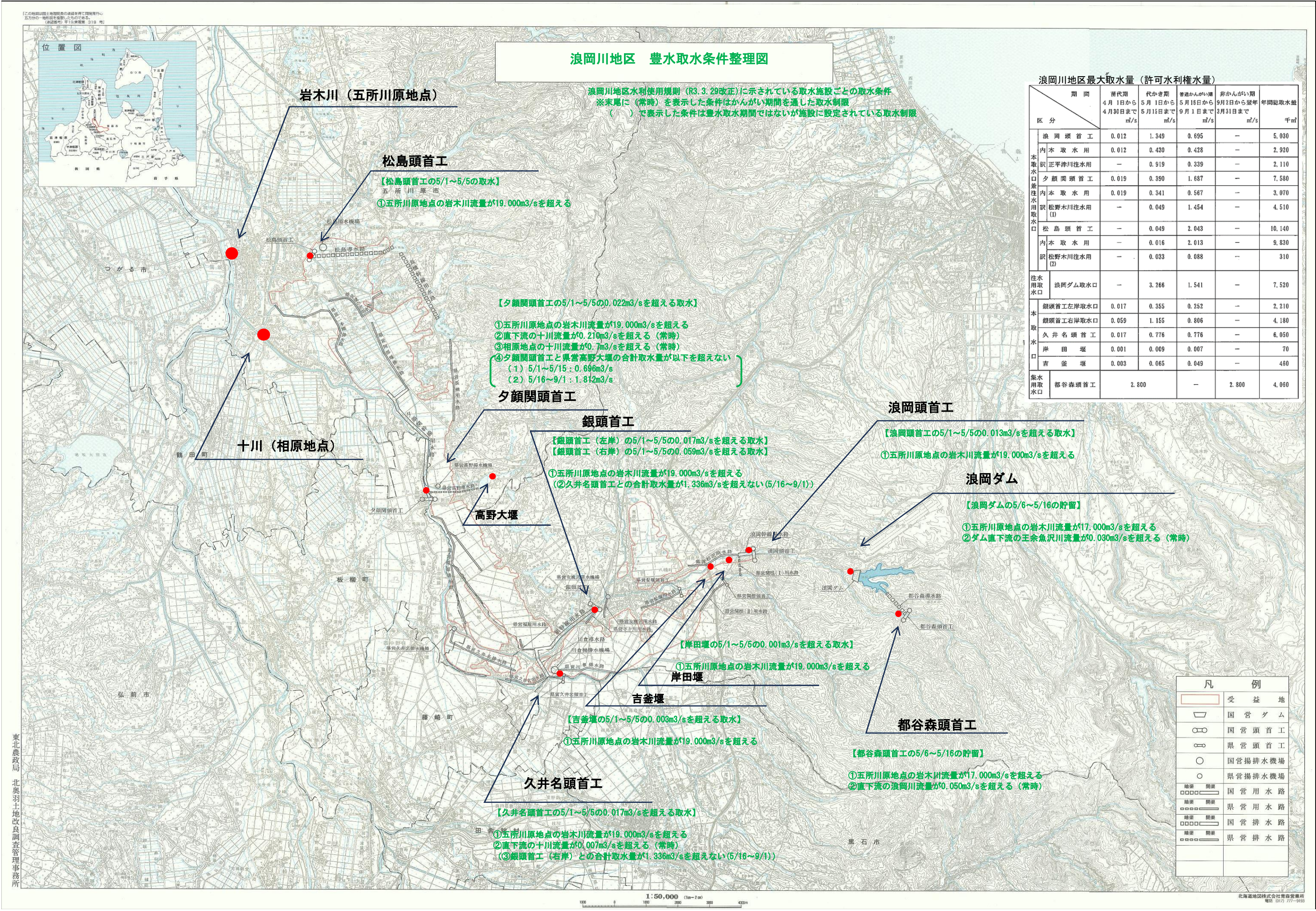
(6) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添 「浪岡川地区豊水取水条件整理図」



別紙 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 資料収集	検討に必要となる資料（ダム操作・取水・排水）等の情報収集を行う	○
2 流量データの整理	H22～R 5 年度に蓄積された十川の観測データの整理を行う 流量年表から近傍河川観測地点の 10 か年分の河川流量を整理する	○
3 現行水利権水量の妥当性確認	収集した資料および過年度の流量データ等から豊水取水解消に向けた地区内河川利用可能量の検討を行い、現行水利権水量の妥当性を確認する	○
4 説明資料作成	上記の検討結果を基に河川管理者に対し、豊水取水解消に向けた説明を行うための基礎資料を作成する	○
5 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う	○